

社会福祉法人 光 和 苑

短期入所〈空床型〉

運 営 規 程

障害者の日常及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定障害者福祉サービス
短期入所〈空床型〉事業所運営規定

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 光和苑が設置する、いなみつ（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の短期入所の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、短期入所の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な短期入所の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、利用者の身体その他の状況及びそのおかれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものとする。

2 短期入所の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要な短期入所の提供ができるように努めるものとする。

3 短期入所の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 前三項のほか、障害者の日常及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」（平成18年厚生労働省令第58号）の全部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第171号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称、所在地及び提供形態は次のとおりとする。

(1) 名称 いなみつ

(2) 所在地

- | | |
|-------------|------------------------|
| ① グリーンルーム A | 福岡県京都郡苅田町大字稲光1 4 4 1 |
| ② グリーンルーム B | 福岡県京都郡苅田町大字稲光1 4 2 2 |
| ③ グリーンルーム C | 福岡県京都郡苅田町大字稲光1 4 4 0 |
| ④ すみれ庵 | 福岡県京都郡苅田町大字稲光1 2 3 5－3 |
| ⑤ もみじ | 福岡県京都郡苅田町大字稲光1 2 3 5－3 |
| ⑥ グレープ | 福岡県行橋市大字金屋8 0 1－4 |
| ⑦ グレープⅡ | 福岡県行橋市大字金屋8 0 1－1 2 |
| ⑧ ほおずき | 福岡県京都郡苅田町大字稲光9 5 9－1 |
| ⑨ うぐいす | 福岡県京都郡苅田町大字稲光9 5 9－1 |

(3) 提供形態 空床型

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤兼務)

管理者は、従業員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている短期入所事業の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 世話人 12名以上

世話人は、食事の提供や生活上の相談等、日常生活を適切に援助する。

(3) 生活支援員 9名以上

生活支援員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常の生活の充実に資するように、適切な技術をもって介護等を行う。

(4) サービス管理責任者 3名

サービス管理責任者は、短期入所事業計画の作成に関する業務のほか、基準第210条の6に定める業務を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は85名とする。

(短期入所を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において短期入所を提供する主たる対象者は次のとおりとする。

(1) 知的障がい者

(2) 身体障がい者

(3) 精神障がい者

(4)

(短期入所の内容)

第7条 事業所で行う短期入所の内容は、次のとおりとする。

(1) 食事の提供

(2) 入浴又は清しき

(3) 身体等の介護

(4) 機能訓練

(5) 生活相談

(6) 健康管理

(利用者から受領する費用の額等)

第 8 条 指定短期入所を提供した場合の利用者負担額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の 1 割とする。

ただし、利用者負担額の月額については、障害者の日常及び社会生活を総合的に支援する為の法律第 29 条第 4 項に定めるものとする。

2 法定代理受領を行わない場合は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の全額を支給決定障害者等から受領する。

3 前 2 項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

(1) 食事の提供に要する費用として厚生労働大臣が定める額

(2) 居室にかかる光熱水道費として厚生労働大臣が定める額

(3) 日用品費の実費

(4) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが相当と思われるもの。

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

5 第 1 項から第 3 項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 9 条 利用者は施設内で次の行為をしてはならない。

(1) 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。

(2) 指定した場所以外での火気を用いること。

(3) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

(緊急時等における対応方法)

第 10 条 現に短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行うこと等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第 11 条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害等の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出そのた必要な訓練を行うものとする。

（業務継続計画の作成）

第 12 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（事業の主たる対象とする障害の種類）

第 12 条 事業所は、知的障害者の障害特性をふまえたサービスの専門性を確保するため、事業の主たる利用者を知的障害者と定める。

（苦情解決対応）

第 13 条 提供した短期入所に関する利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口を設置するものとする。

2 提供した短期入所に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、また法第 48 条第 1 項の規定により福岡県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは掲示の命令、又は当該職員からの質問若しくは短期入所事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、利用者等又はその家族からの苦情に関して市町村又は、福岡県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は、福岡県知事及び市町村長からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法第 83 条（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第 14 条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 事業所の職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。

3 事業所は、職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

(人権擁護及び虐待防止のための措置に関する事項)

第 15 条 事業所は、利用者人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 成年後見人制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施
- (5) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

2 職員は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為
- (5) 食事を与えないこと
- (6) 利用者の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと
- (7) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること
- (8) 事業所を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること
- (9) 性的な嫌がらせをすること
- (10) 当該利用者を見做すこと
- (11) 利用者の言葉表現及び行動特徴等を模倣して辱めること

(身体拘束の禁止)

第 16 条 事業者は指定短期入所の提供にあたっては、利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は「利用者の身体拘束に伴う申請書」に家族の同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができるものとする。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その状態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急をやむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

(感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策)

第 17 条 事業所は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可)を定期的に開催するとともに、その結果について従業員へ周知徹底を図る。

(2) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防およびまん延防止のための研修並びに訓練を定期的に実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第 18 条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者並びにその家族の同意を得るものとする。

5 事業所は、職員、設備、備品並びに会計に関する諸記録を整備するものとする。

6 事業所は、利用者等に対する短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該短期入所を提供した日から 5 年間保存するものとする。

7 この規程に定める事項ほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人光和苑と事業所の管理者とも協議に基づいて定めるものとする。

附則

1 この規定は、令和 5 年 6 月 1 日から施工する。

2 この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施工する。